

区画整理事業に伴う 会社等変更登記のしおり

(略称) 会社等変更登記のしおり

平成26年9月13日から
西本町（区画整理地区内）の住所が変更されました

十日町市

目 次

1. ま え が き	1 ページ
2. 申請に基づいて変更される登記	2 ページ
3. 本店の所在地が区画整理地区内の場合	2 ～ 3 ページ
4. 支店の所在地が区画整理地区内の場合	4 ページ
5. 代表者の住所が区画整理地区内の場合	5 ページ
6. 会社等が不動産を所有している場合	6 ページ
7. そ の 他	6 ページ

1. ま え が き

(1) 住所表示の変更に伴う手続き

区画整理事業の完了により西本町（区画整理地区内）では平成26年 9月13日に住所が変更されました。区画整理地区内の会社、法人、組合（以下「会社等」という。）の本店（主たる事務所）・支店（従たる事務所）の所在地及び役員の住所が変わるため、商業・法人登記の変更登記が必要になります。

また、所在地が区画整理地区内の会社等が不動産を所有している場合には、会社等の変更登記を経た後に、不動産登記簿（所有者の住所）の変更が必要となります。

(2) 登記の変更に要する費用

変更登記申請の際の登録免許税は、申請の際に「住所変更証明書」を添付すれば免除されます。

ただし、変更登記を司法書士等の第三者に依頼する場合、第三者への報酬はご負担いただく必要がございます。

※「住所変更証明書」が必要な場合には、市役所税務課市民税係に申請してください（郵送可）。発行手数料は無料です。申請には会社等の印鑑、及び申請する人の印鑑が必要です。申請書「税務証明等申請書」は市のホームページからダウンロードできます。

(参 考)

古い住所表示	新しい住所表示
十日町市 寅甲 ○○番地	(〒948-0072) 十日町市 西本町二丁目 ○番地○
十日町市 寅乙 ○○番地	(〒948-0072) 十日町市 西本町三丁目 ○番地○

※古い住所表示の地番等と、新しい住所表示の町名・地番に関連性はありませんので、ご注意ください。

※郵便番号は変わりません。

2. 申請に基づいて変更される登記

- (1) 会社等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地の表示
- (2) 株式会社の代表取締役、有限会社の取締役・監査役、合名会社、合資会社又は合同会社の代表社員・社員、民法上の法人の理事、協同組合の代表者、その他法人の登記されている役員の住所の表示
- (3) 会社等の所有する不動産の不動産登記簿（所有者の住所欄）

3. 本店の所在地が区画整理地区内の場合

(1) 手 続

本店の所在地が区画整理地区内の場合、以下の申請をおこなってください。

「会社変更登記申請書（記載例 8 ページ）」に必要事項を記載し、「住所変更証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請（郵送可）してください。

また、支店が新潟地方法務局の管轄区域外にある場合は、本店において変更登記終了後、本店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」の交付を受け、「会社変更登記申請書」に添付して支店所在地の法務局にも申請（郵送可）してください。

(2) 参 考 例

① 支店がない会社の場合

本店の所在地が区画整理地区内であり、支店がない場合、次の申請を行ってください。

(ア) 必 要 書 類	「会社変更登記申請書」	1 通
	「住所変更証明書」	1 通

(イ) 申 請 人	代表取締役 または代理人（委任状が必要）
-----------	----------------------

(ウ) 申 請 書 提 出 先	新潟地方法務局 法人登記部門
	(〒951-8504 新潟市中央区西大畑町 5191 番地 TEL025-226-0955)

※新潟県内の商業・法人登記事務はすべて上記が窓口です。

② 支店がある会社の場合

本店の所在地が区画整理地区内であり、県外に支店がある場合の手続きは次のとおりです。

1. 本店の所在地で行う登記

○前記 ①の手続きのとおり。

○登記完了後、本店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」1通の交付（有料）を受ける。

2. 支店の所在地で行う登記

(ア) 必 要 書 類 「会社変更登記申請書」 1 通

本店の所在地の変更登記をしたことを証する
「登記事項証明書」 1 通

(イ) 申 請 人 代表取締役

(ウ) 申請書提出先 支店の所在地を管轄する法務局（郵送可）

※法務局から電子証明書の発行を受けている場合、変更登記により

電子証明書が失効することはありません。電子証明書の変更等に

については、法務局にお問い合わせください。

4. 支店の所在地が区画整理地区内の場合

(1) 手 続

支店の所在地が区画整理地区内の場合、以下の申請をおこなってください。

「会社変更登記申請書（記載例 8 ページ）」に必要事項を記載し、「住所変更証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請してください。

管轄法務局が本店と支店で異なる場合は、支店所在地の法務局にも申請（郵送可）していただく必要があります。

なお、その際は、本店所在地における登記完了後、支店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」1 通の交付(有料)を受けてください。

① 本店の所在地で行う登記

- | | | |
|-------------|----------------------|-----|
| (ア) 必 要 書 類 | 「会社変更登記申請書」 | 1 通 |
| | 「住所変更証明書」 | 1 通 |
| (イ) 申 請 人 | 代表取締役 または代理人（委任状が必要） | |
| (ウ) 申請書提出先 | 本店の所在地を管轄する法務局 | |

② 支店の所在地で行う登記

- | | | |
|-------------|-----------------------------------|-----|
| (ア) 必 要 書 類 | 「会社変更登記申請書」 | 1 通 |
| | 支店の所在地の変更登記をしたことを証する
「登記事項証明書」 | 1 通 |
| (イ) 申 請 人 | 代表取締役 | |
| (ウ) 申請書提出先 | 新潟地方法務局法人登記部門（郵送可） | |

5. 代表者等の住所が区画整理地区内の場合

(1) 手 続

代表者等の住所が区画整理地区内の場合、以下の申請をおこなってください。

「会社変更登記申請書（記載例 8 ページ）」に必要事項を記載し、代表者等についての「住所変更証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請してください。

① 本店の所在地で行う登記

(ア) 必 要 書 類	「会社変更登記申請書」	1 通
	「住所変更証明書」	1 通

(イ) 申 請 人 代表取締役 または代理人（委任状が必要）

(ウ) 申 請 書 提 出 先 本店の所在地を管轄する法務局
(新潟県内の場合は新潟地方法務局法人登記部門)

② 支店がある場合

支店の所在地では代表者等の登記がされていないので、登記申請を行う必要はありません。

6. 会社等が不動産を所有している場合

(1) 手 続

所在地が区画整理地区内の会社等が不動産を所有している場合には、会社等の
変更登記申請の後に、不動産登記簿の所有者住所欄を変更する必要があります。

「不動産変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社等の「住所変更証明書」
を添付して不動産所在地の法務局に申請してください。

① 不動産の所在地で行う登記

- | | | |
|-------------|----------------------|-----|
| (ア) 必 要 書 類 | 「不動産変更登記申請書」 | 1 通 |
| | 「住所変更証明書」 | 1 通 |
| (イ) 申 請 人 | 代表取締役 または代理人（委任状が必要） | |
| (ウ) 申請書提出先 | 不動産所在地を所管する法務局 | |

7. その他

- (1) 業務上の許可や認可を得ている会社等は、許認可を受けている官公庁にお問い合わせください。
- (2) 金融機関などについても、変更手続きが必要な場合がありますので当該機関にお問い合わせください。

申請書の記載例

＜記入例 1＞	本店の所在地（または会社代表者等の住所）が変更になった場合に、本店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例	8 ページ
＜記入例 2＞	本店の所在地が変更になった場合に、支店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例	9 ページ
＜記入例 3＞	支店の所在地が変更になった場合に、本店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例	10 ページ
＜記入例 4＞	支店の所在地が変更になった場合に、支店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例	11 ページ
＜記入例 5＞	委任状（代理権限証書）	12 ページ

※記入例は参考としてご覧いただき、記入内容の確認やご不明な点については、申請先の法務局にご確認ください。

<記入例 1> 本店の所在地（または会社代表者等の住所）が変更になった場合に、**本店所在地の管轄法務局**で行う登記申請の例。

株式会社 変更登記申請書

会社・法人の種類を記入

1. 商号 株式会社 十日町商店
1. 本店 新潟県十日町市××〇〇番地（本店の旧住所）
1. 登記の事由 町名地番変更による
本店・代表取締役〇〇・取締役〇〇・監査役〇〇（該当事項を記入）
の住所変更
1. 登記すべき事項 平成〇〇年〇〇月〇〇日 町名地番変更により
本店・代表取締役〇〇・取締役〇〇・監査役〇〇（該当事項を記入）
の住所を次のとおり変更
住所 新潟県十日町市△△町〇〇番地（新住所を記入）
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税
1. 添付書類 住所変更証明書 1通
代理権限証書 1通（代理人が申請する場合）

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県十日町市△△町〇〇番地（新住所を記入）

申請人 株式会社 十日町商店

新潟県十日町市△△町〇〇番地
代表取締役 十日町 太郎 ㊞

法務局に届出してあるものを押印（代理人が申請する場合は押印不要）

委任状（代理権限証書）
を添付した場合のみ記入

□□県□□市□□町□□番地□
申請代理人 ○○ ○○ ㊞

新潟地方法務局 御中（管轄する法務局）

<記入例 2> 本店の所在地が変更になった場合に、**支店所在地の管轄法務局**で行う登記申請の例。

株式会社 変更登記申請書

会社・法人の種類を記入

- | | |
|------------|------------------------|
| 1. 商 号 | 株式会社 十日町商店 |
| 1. 本 店 | 新潟県十日町市××〇〇番地 (本店の旧住所) |
| 1. 支 店 | △△県△△市△△町△△番地 |
| 1. 登記の事由 | 町名地番変更による本店の住所変更 |
| 1. 登記すべき事項 | 別紙履歴事項証明書のとおり |
| 1. 登録免許税 | 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税 |
| 1. 添付書類 | 履歴事項証明書 1 通 |

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県十日町市△△町〇〇番地 (新住所を記入)

申請人 株式会社 十日町商店

新潟県十日町市△△町〇〇番地

代表取締役 十日町 太郎 印

法務局に届出してあるものを押印

△△地方法務局 御中 (管轄する法務局)

<記入例 3> 支店の所在地が変更になった場合に、**本店所在地の管轄法務局**で行う登記申請の例。

株式会社 変更登記申請書

会社・法人の種類を記入

1. 商 号 株式会社 十日町商店
1. 本 店 △△県△△市△△町△△番地
1. 支 店 新潟県十日町市××〇〇番地 (支店の旧住所)
1. 登記の事由 町名地番変更による支店の住所変更
1. 登記すべき事項 平成〇〇年〇〇月〇〇日 町名地番変更により
新潟県十日町市××〇〇番地 の支店の住所を次のとおり変更
住所 新潟県十日町市△△町〇〇番地 (新住所を記入)
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税
1. 添付書類 住所変更証明書 1 通
代理権限証書 1 通 (代理人が申請する場合)

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

△△県△△市△△町△△番地
申請人 株式会社 十日町商店

△△県△△市〇〇町〇〇番地
代表取締役 十日町 太郎 (印)

法務局に届出してあるものを押印(代理人が申請する場合は押印不要)

委任状 (代理権限証書)
を添付した場合のみ記入

□□県□□市□□町□□番地□
申請代理人 〇〇 〇〇 (印)

△△地方法務局 御中 (管轄する法務局)

＜記入例 4＞ 支店の所在地が変更になった場合に、**支店所在地の管轄法務局**で行う登記申請の例。

株式会社 変更登記申請書

会社・法人の種類を記入

1. 商 号 株式会社 十日町商店
1. 本 店 △△県△△市△△町△△番地
1. 支 店 新潟県十日町市××〇〇番地 (支店の旧住所)
1. 登記の事由 町名地番変更による支店の住所変更
1. 登記すべき事項 別紙履歴事項証明書のとおり
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税
1. 添付書類 履歴事項証明書 1 通

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

△△県△△市△△町△△番地
申請人 株式会社 十日町商店

△△県△△市〇〇町〇〇番地
代表取締役 十日町 太郎 ㊞

法務局に届出してあるもの
を押印

新潟地方法務局 御中 (管轄する法務局)

<記入例 5>

委任状

私は、□□県□□市□□町□□番地□ ○○ ○○ に下記のことを委任します。

記

平成○○年○月○○日 町名地番変更に伴う変更登記を、管轄法務局に代理して申請すること及び補正のための取り下げに関する一切の権限。

平成○○年○○月○○日

十日町市××町○○○番地 (新住所を記入)

株式会社 十日町商店

代表取締役 十日町 太郎 ㊞

法務局に届出してあるものを押印

◎区画整理（町名地番変更）についてのお問い合わせは

十日町市 都市計画課 都市計画係

〒948-8501

十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

TEL025-757-3150

◎法人の住所表示の変更についてのお問い合わせは

十日町市 税務課 市民税係

〒948-8501

十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

TEL025-757-3716

◎会社等変更登記についてのお問い合わせは

新潟地方法務局 法人登記部門

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町 5191 番地

TEL025-226-0955

◎十日町市内の不動産変更登記についてのお問い合わせは

新潟地方法務局 十日町支局

〒948-0083

十日町市宮田町 1 番地 18

TEL025-752-2575

その他の不動産については管轄法務局へ

< 参考 >

※法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>